

平成26年10月3日

亀岡市議会議長 明田 昭 様

発議者 議会運営委員長 湊 泰孝

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり亀岡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

議第3号議案

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「すべて」を「全て」に改める。

第50条第1項中「登壇して」を「演壇又は質問席において」に改める。

第64条を次のように改める。

（質問の方式及び回数等）

第64条 前2条の規定による質問の方式は、質問者の選択により、一括質問の方式又は一問一答の方式のいずれかとする。

2 前項の一括質問方式の質問回数は、同一議員につき3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

3 質問の終結については、第60条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。